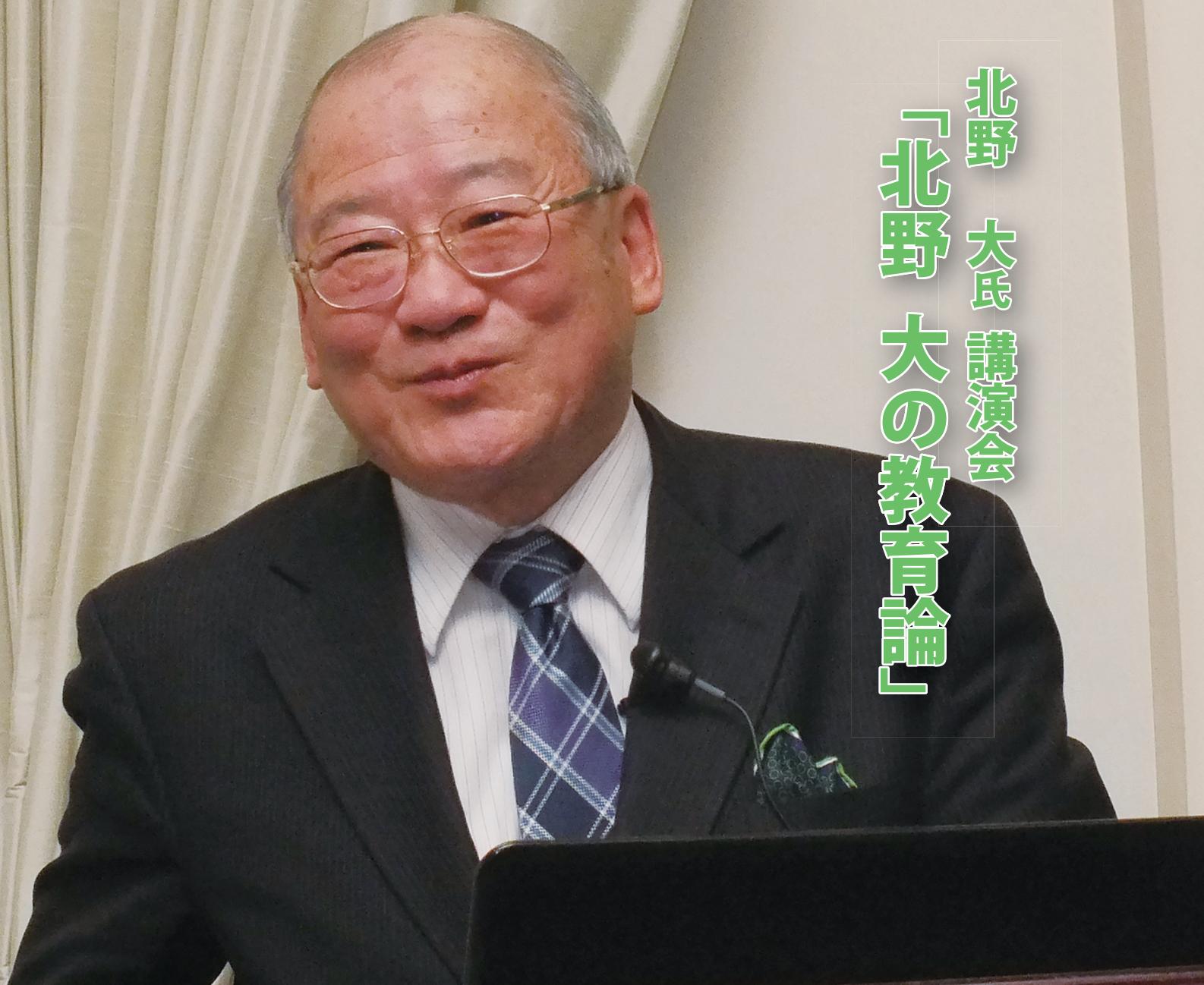


平成28年4月

法人だより

No.160

北野
大氏
講演会
「北野 大の教育論」



表紙説明はP.26

平成27年度 第11回

「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

人口減少・高齢化社会でビジネスはどうなる

《速報版》

平成28年度 税制改正のあらまし

ふるさと納税は、どんな制度なの?

高崎税務署管内 税務協力団体



一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

第1部 税に関すること

高崎税務署長賞



18号に架かる橋
須藤 伸 (高崎市)

第2部 「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

高崎税務署管内
税務協力団体連絡協議会長賞



「パパ、頑張って…」
しめぎ 光男 (みなかみ町)

※その他の優秀作品はP.5～7に掲載しております。

セミナーDVD

法人会会員用無料レンタルサービス

社内研修会などにご活用ください。

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。
他では借りられないDVDをぜひご活用ください。
詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、
もしくは事務局までお問い合わせください。

HP : <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

インターネットでセミナー受講

無料 セミナー
オンデマンドサービス

利用可能セミナー
150本以上!!

高崎法人会 検索 クリック!!

SOD e-learning

ご利用方法

1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
2. ログイン
初回、利用登録が必要です。
登録後、IDとパスワードが発行されます
3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。

税務カレンダー

4月

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
申告期限…5月2日(道府県及び市町村)
- 軽自動車税の納付
 - (1) 賦課期日…4月1日
 - (2) 納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月11日
- 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…5月2日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月2日
- 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…5月2日
- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…5月2日
- 固定資産課税台帳の縦覧期間
4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間
市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等
- ※ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行後は、3月を経過する。

5月

- 特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月16日
- 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
 - (1) 通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
 - (2) 通知期限…5月31日
- 自動車税の納付
 - (1) 賦課期日…4月1日
 - (2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 鉱区税の納付
 - (1) 賦課期日…4月1日
 - (2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
- 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…5月31日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…5月31日
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、

なお、期日や期限については、各税法、各地方団体の条例や納税通知書などで必ず確認をしてください。

3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分・個人事業者は3ヵ月分)(消費税・地方消費税)

申告期限…5月31日

- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
納期限…5月31日

6月

- 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(27年12月～28年5月分)の納付
納期限…6月10日
- 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…6月30日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…6月30日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日

目次

税務カレンダー	1
平成28年度事業計画(案)	2
平成28年度税制改正のあらまし速報版<抜粋>	3
税務説明会日程表	4
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	5
経営のヒント	
自社を発展軌道に	8
人口減少・高齢化社会でビジネスはどうなる!?	9
最近の話題から	
ふるさと納税は、どんな制度なの?	11
独フォルクスワーゲンの排ガス不正	12
部会だより	13
地区会だより	14
会員企業紹介	15
新会員・部会員紹介	17
健康情報『頑張りすぎない“鈍感力”も必要です』	18
税理士会コーナー	
税理士会高崎支部による	
確定申告期の税務支援事業について	19
経営寸話【税理士 吉井宏文】	20
税務署コーナー	
国外居住親族に係る扶養控除等Q & A	21
e-Taxを使った納税証明書のオンライン請求について	23
群馬県からのお知らせ	24
平成28年度高崎法人会会員証について	25
表紙説明	26

平成28年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：平成28年5月26日(木)

午後4時～

場所：高崎ビューホテル
(高崎市柳川町70)

議 案：①平成27年度収支決算承認の件

報告事項：
・平成27年度事業報告
・平成28年度事業計画及び収支予算
・公益目的支出計画実施報告書

基本的指針

よき経営者を目指すもの
の団体として企業の積極的な
自己啓発を支援し納税意識
の向上と企業経営及び社会
の健全な発展に貢献します。

方針

基本的指針を基に、会員
企業の声を反映し、より一層
の「公益性の拡大」・「統一性
の確立」・「透明性の確保」を
目指し、企業と地域社会の
ため事業活動を行う。

事業計画

公益事業

(1) 税務支援事業

① 税務研修・普及事業

② 改正税法普及説明会

③ 決算税務説明会

④ 新設法人税務説明会

⑤ 青年部会税制セミナー

⑥ 最新の税務情報の提供

催
(イ) 全国大会への参加
(ロ) 平成29年度税制改正に
関する提言
(ハ) 地元選出の国會議員や
地方自治体等に対する
要望活動
(シ) 小学生を対象とした租
税教室の開催
(ド) 小学生を対象とした税
に関する絵はがきコン
クールの実施
(エ) 租税教育推進協議会主
催の研修会への参加
(オ) 税の広報・啓蒙事業
(カ) e-Tax・e-LTA
Xの周知広報活動及び
普及拡大活動の実施
(キ) 広報紙「法人だより」の
発行と配布
(ク) 税を考える週間（11月
11日～17日）街頭広報
(メ) 税に関する「ふれあい
写真コンテスト」の開

催
(イ) 会員支援事業
(ロ) 地域社会への貢献活動
(ハ) 地域イベントでの租税の
啓蒙活動、または協賛
(カ) 地域の清掃活動
(オ) 小学校への教育資材の寄贈
(メ) 会員数5,000社台並
びに会員加入率50%台達成
を目標に、会をあげて会員
募集を推進する。そのため、
地区会毎に年間の会員増強
目標数を定めて、地域の実
情に即した募集活動を実施
する。会員増強月間である
9月～12月の4ヶ月間は、
特に重点的に会員増強運動
を実施する。

平成28年度事業計画（案）

自平成28年4月1日～
至平成29年3月31日

② 税制提言事業

(イ) 全国大会への参加

(ロ) 平成29年度税制改正に

関する提言

(ハ) 地元選出の国會議員や

地方自治体等に対する

要望活動

(シ) 小学生を対象とした租

税教室の開催

(ド) 小学生を対象とした税

に関する絵はがきコン

クールの実施

(エ) 租税教育推進協議会主

催の研修会への参加

(オ) 税の広報・啓蒙事業

(カ) e-Tax・e-LTA

Xの周知広報活動及び

普及拡大活動の実施

(キ) 広報紙「法人だより」の

発行と配布

(ク) 税を考える週間（11月

11日～17日）街頭広報

(メ) 税に関する「ふれあい

写真コンテスト」の開

② 経営支援事業

(イ) 経営支援研修会の開催

(ロ) セミナーDVDレンタル

サービスの実施

(ハ) インターネットセミナー

の実施

(エ) ホームページでの経営支

援情報の提供

(オ) 厚生制度推進

(カ) 法人会福利厚生制度の

普及と推進

(メ) 中小企業向け貸倒保証

制度の推進

(ハ) 生活習慣病健診の実施

(カ) 会の開催

(オ) 上期・下期公開研修

会の開催

③ 地域社会貢献事業

(イ) 社会福祉協議会へのタオ

(ロ) 税を考慮する週間協賛事業

として公開講演会の開催

(ハ) 及び上期・下期公開研修

会の開催

(カ) 地域社会への貢献活動

(オ) 地域イベントでの租税の

啓蒙活動、または協賛

(メ) 地域の清掃活動

(ハ) 小学校への教育資材の寄贈

(カ) 会員数5,000社台並

びに会員加入率50%台達成

を目標に、会をあげて会員

募集を推進する。そのため、

地区会毎に年間の会員増強

目標数を定めて、地域の実

情に即した募集活動を実施

する。会員増強月間である

9月～12月の4ヶ月間は、

特に重点的に会員増強運動

を実施する。

④ 会員支援事業

(イ) 研修会・交流会等の開催

(ロ) 同業種交流会の実施

(ハ) 会員相互の交流を目的

(カ) 会員相互の交流を目的

(オ) 会員相互の交流を目的

(カ) 会員相互の交流を目的

平成
28年度

税制改正の あらまし

速報版

法人会

この記事は、平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱等に基づいています。
今後の国会審議等にご留意ください。



【1】法人税関係

(1) 法人税率の引下げ
法人税の税率が平成28年度から23.4%、平成30年度から23.2%に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率も引き下げられるため、法人実効税率が改正されます。

(2) 減価償却制度の見直し

建物付属設備、構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます。また、鉱業用減価償却資産については定額法または生産高比率法との選択制となります。なお、リース期間定額法、取替法等は存置されます。

(3) 欠損金の繰越控除制度の見直し

平成27年度税制改正で見直された中小法人等を除いた法人の青色欠損金、灾害損失金、連結欠損金の繰越控除制度について、企業経営への影響を平準化する観点からさらなる見直しが実施されます。

(4) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体への寄附について、約3割の負担が軽減される現行の損金算入措

置に加え、(1)法人事業税で寄附金額の10%、(2)法人住民税で寄附金額の20%、(3)法人税では(2)で控除しきれなかつた金額と寄附金額の10%のうちいずれか少ない金額が税額控除されます。対象は、地方公共団体を行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附で、交付団体などへの寄附は対象外です。

(5) 中小法人の交際費課税の特例の延長

中小法人の交際費課税の特例の適用期限が2年延長されます。また、交際費等までを損金算入できる措置も適用期限が延長されます。中小法人の場合は、選択適用が可能です。

(6) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得額の損金算入の特例について、その適用期限が2年延長されます。なお、その適用対象者から、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は除外されます。

この制度は、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得等した場合、減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入することができる措置です。

【2】地方税関係

(1) 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

(1) 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が改正されます。

(2) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大に伴う急激な負担変動を軽減する観点から、負担増となる法人のうち付加価値額が40億円未満の法人について、旧税率よりも負担増となる増額部分の一定割合を事業税額から控除する措置が設けられます。

(2) 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例措置の創設

一定の中小企業者等が①

1台または1基の取得価額が160万円以上で、②生産性を1%以上向上させる、③販売開始から10年内の機械装置を新規取得した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する特例が創設されます。

【3】所得税関係

(1) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

空き家の発生を抑制するため、親などが亡くなつて空き家になつた一定の住宅を、相続人が耐震リフォームをするか更地にして売却した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例が創設されます。

(2) 三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例の創設

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世代同居に対応した住宅リフォームを行い、キッチン、浴室、トイレ、玄関のうち少なくとも1つを増設し、改修後にこれらうちいずれか2つ以上が複数となつた場合、標準工事費などの一定割合を所得稅から税額控除する特例が

創設されます。

標準的な工事費等の10%相当額、もしくは工事等に係るローン残高の2%から選択適用できます。

(3) スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

スイッチOTC医薬品の使用を推進する観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組を行う個人がスイッチOTC医薬品の年間の合計購入額が1万2,000円を超える場合には、その超える部分の金額を所得控除できる特例が創設されます。

(4) 通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当の非課税限度額が月額15万円に引き上げられます。

4 消費税関係

軽減税率制度の導入

消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月から軽減税率制度が導入されます。

(1) 軽減税率の対象品目

(2) 軽減税率

(3) 適格請求書等保存方式

(4) 適格請求書等保存方式導入までの経過措置

事前通知から更正又は決定の予知までの期間が新たな加算税の対象となります。税率は、過少申告加算税は5%、無申告加算税は10%となります。

(2) 加算税制度の見直し

スキヤナ保存制度は、申請書を提出して、税務署長等の承認を受ける必要があります。

スキヤナ保存制度に係るスキヤナ保存制度で、スマートフォンやデジタルカメラの撮影による領収書等の電子化が可能になります。経理担当者等による内容確認では、原則、原本の確認は不要となります。

また、小規模企業者には特例が設けられ、経理担当者等以外の第三者が行う必要のある内容確認の事後検査を行う者を税理士等が行う場合には、経理担当者等による内容確認が不要となります。

また、小規模企業者には特例が設けられ、経理担当者等以外の第三者が行う必要のある内容確認の事後検査を行う者を税理士等が行う場合には、経理担当者等による内容確認が不要となります。

6 その他

(1) 国税クレジットカード納付の創設

国税のクレジットカードによる納付が可能になります。対象は、納付書で納付できる国税で、税目、納税額については、基本的に制限はありません。ただし、クレジットカード会社の取扱い上、1,000万円未満に限定される見込みです。クレジットカードの利用手数料は、現行の地方税における取扱いと同様、納税者の負担となります。

(3) 国税関係書類に係るスキヤナ保存制度の見直し

また、短期間に繰り返して無申告等が行われた場合、加算税の加重措置が導入されます。無申告加算税または重加算税を賦課された者が5年内に無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告書の提出等をした場合、加算税が10%加重されます。

5 相続税・贈与税関係

結婚・子育て資金の一括贈与の範囲の明確化

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれることとなります。

導入後の経過措置

平成28年度上期

「税務説明会」日程表

※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。

※
渋川ブロック=高崎・新町・吉井地区会
群馬ブロック=渋川・伊香保・子持・北橘・赤城地区会
群馬・箕郷・吉岡・榛東地区会

改正税法普及説明会

5/19(木)	新町地区会総会と同時開催(新町)
5/23(月)	吉井地区会総会と同時に開催(吉井)
6/2(木)	14:00~15:30(群馬ブロック) 高崎市市民活動センター・ソシアス
6/8(水)	14:00~15:30(高崎) ビエント高崎
6/13(月)	14:00~15:30(安中・松井田) 安中市文化センター
6/14(火)	14:00~15:30(榛名・倉渕) 榛名商工会館
6/16(木)	14:00~15:30(高崎) 高崎市産業創造館
6/17(金)	14:00~15:30(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター
6/22(水)	14:00~15:30(高崎) 高崎市総合福祉センター

決算税務説明会

4/21(木)	14:00~16:00(渋川ブロック) 渋川市金島ふれあいセンター
4/26(火)	14:00~16:00(群馬ブロック) 吉岡町文化センター
5/12(木)	14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター
5/13(金)	14:00~16:00(榛名・倉渕) 榛名商工会館
5/16(月)	14:00~16:00(安中・松井田) 安中市文化センター
7/28(木)	14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター
9/15(木)	14:00~16:00(高崎ブロック) 高崎市総合福祉センター

新設法人税務説明会

4/13(水)	14:00~16:00 高崎市総合福祉センター
9/7(水)	14:00~16:00 高崎市総合福祉センター

ふれあい写真コンテスト

(一社)高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数263点(一部87点、二部176点)の中から各部17点、合計34点の作品が入賞しました。その内上位14作品を紹介いたします。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活きているか、広く皆さんに知つていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は2月21日(日)にビエント高崎3階において開催し、全入賞作品は確定申告期間中(2月15日～3月15日)確定申告相談会場のビエント高崎にて展示しました。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。
※入選の作品は当会ホームページにて掲載予定です。



準特選

『A E D講習会』
高橋 健一 (前橋市)



特選

(高崎税務署管内 納税貯蓄組合連合会長賞)
『精鋭部隊』
小坂 明 (前橋市)



特選

(高崎小売酒販組合理事長賞)
『楽しい体験』
井上 俊彦 (高崎市)



特選

(群馬県酒造組合高崎支部長賞)
『きれいに除雪』
鶴崎 与四郎 (伊勢崎市)

第一部 テーマ ■ 「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」に関すること



準特選

『炊き出し』

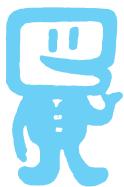
高橋 洋二 (高崎市)



準特選

『出初式、虹の放水』

金井光寿 (前橋市)



第二部

「ふれあい」または
「社会貢献」に関すること



特選

(高崎簡税会長賞)

『父と子』

石田充俊 (渋川市)



特選

(高崎法人会長賞)

『わあー!』

篠原朝夫 (渋川市)



特選

(高崎税務署管内 青色申告会連合会長賞)

『子ぎつねに変身!!』

小曳玲子 (高崎市)



準特選

『夜の嫁入り』
小林 健次 (高崎市)



準特選

『喜笑の仲よ』
井野 幸代 (前橋市)



準特選

『なだめる』
谷澤滑治 (桐生市)

第二部

■「ふれあい」または 「社会貢献」に関するこ とをテーマ

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関するこ
とをテーマに作品をご応募頂きました。

第二部



■ 主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納稅貯蓄組合連合会、
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、高崎行政県税事務所、
渋川行政県税事務所、上毛新聞社

協賛：群馬県写真材料商組合高崎・西毛支部、株式会社フジカラープロフォトセンター

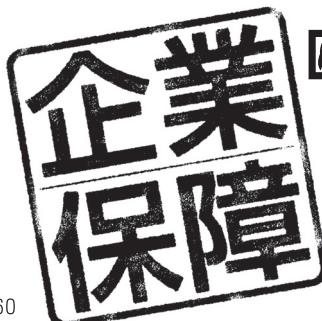
T&D
T&D情報グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成26年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

Daido 大同生命 群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



ボーダー賞
2004年受賞

自社を

【発展軌道】に

経営コンサルタント 高梨康史

企業が事業を起こしてから10年後に80%が消え、30年後には5%の企業しか残らないとする「会社の寿命30年説」がある。

企業が生き残つていく上では、儲かる仕組みを環境変化に対応しながら、いかに構築していくかにある。それは、取りも直さず、現状に満足することなく、日々、環境変化に対応した事業の中身や方法を考えて手を打っていくことが欠かせないものなのである。

これを経営者が放棄したら、先の「会社の寿命30年説」の定理に陥り、逆に危機意識を体に染み込ませて取り組む経営の企業は生き

残るということになる。
しかしながら実態は、赤字企業割合が平成20年以降ずっと70%台で高止まりを続けており、厳しい企業像を浮き彫りにしている。

変化する経営環境の多くは、売上げを押し下げる力の方が得てして多いものである。経営の舵取りをするトップにとっては、この押し下げ圧力に屈しては衰退へ向かうことは避けられない。

この経営を押し下げ圧力を跳ね返して、上昇への漲る力とするためには、経営戦略と経営計画を経営者自身がまとめ上げることが欠かせないのである。

このまま現状で推移していくことを強く自覚しなければならない。

このまま現状で推移していくことを強く自覚しなければならない。

これが大事であり、逃げたり、先延ばしてはならない。

企業の盛衰は経営者が握っていることを強く自覚しなければならない。

そこで、自社を発展工ネルギーに転換するために、「今、何が売れているのか」「なぜ自社の取扱商品やサービスが売れなかつたのか」「どのような顧客にどのような販売方法を取ったのか」「今後、どのような顧客に、

て直していくかのシナリオを作ることが経営戦略であり、そのためには、数字によりて財務・収益体质や営業体制を把握し、利益が出るように組立てていく経営計画である。

会社が苦境に立たされているときに、経営者としてそれを跳ね返すために、困難から逃げることなく、挑戦する覚悟と実現できるとの信念を抱いて、先頭に立つて嵐にも突き進んでいこうではないか。

経営者が萎えた時に、会社は寿命を迎える。

どんな商品やサービスを、どのように販売していくか」をきちんと明確に整理していくことが欠かせない。それらを基に、「どんな顧客に、何を提案し、どう販売していくのか、そしてそれは同業他社とどう差別化するのか、さらにそれは自社独自の市場を創造できるか

最大の経営目標達成の実践パートナーは社員であることは言うまでもなく、経営者が自身が社員に強力なリーダーシップをもって徹底することである。

社員も危機意識を持ち、ともに仕事に熱誠をもって取り組んでいけば、掲げた経営計画での目標達成に向かう「本物の企業集団」となり、展開すべき経営戦略の現場遂行にも弾みが付く。

自社にとって「会社の寿命30年説は例外」と言えるよう、全社一丸となつて取り組み、現代の企業社会における勝利者として、次なる社業のステージに向かっていこう。

人口減少・高齢化社会で
ビジネスはどうなる!?

将来不安に負けない

ビジネスモデルを構築しよう



中小企業診断士
石川 麻子

とか限りある資源を効率的に活用して、国民全体が豊かで安全で満足できる社会を構築していくなくてはなりません。

それでは、私たち民間の中小企業としては、一体どのような取り組みができるのでしょうか？

人口が減るということは、日本国内の市場規模が小さくなることを意味しています。これがより、どのようなことが想定できるのかというと、これまでのように行福祉や手当を行政におんぶにだっこで頼っていると、ますます歳出は膨らむ一方、少子高齢化のため労働人口が減少し、一般会計税収は下がっていくため、国債発行額は増加し返済不可能になることは容易に考えられます。

そこで、今までと変わらない市場の確保やサービスの提供は難しくなるので、

【どうなっている
日本の人口問題】

総務省統計局の国勢調査によると、日本の総人口は、人口推計の出発点である2010年の1億2,806万人であり、総人口は以後、長期の人口減少過程に入る。2030年の1億1,62万人を経て、2048年には1億人を割つて9,913万人となり、2060年には8,674万人になるものと推計されます。また、総人口における65歳以上の高齢者の割合も、2048年には約4割になると推計されています。

このような人口減少、高齢化社会に移行することは、私たちの経営やビジネスにどんな影響があるのでしょ

うか？ 日本の財源である一般会計税収の推移を見ると、リーマンショックのあつた2009年に40兆円を割り込

みました。が、近年、アベノミクス効果や東京オリンピックの影響もあり、54兆円まで回復してきました。しかし、歳出総額の推移を見ると、高齢人口の増加と共に、毎年1兆円増えると予想される年金・医療・介護などの社会保障費など、

これまでとは違う取り組みをしなければならず、国や自治体と歩調を合わせた、新たな市場の開拓が必要です。これまでとは違った時代も新たな市場は、世の中の変化に伴う新たなニーズから生まれます。いつの時代も新たな市場

は、世の中の変化に伴う新たなニーズから生まれます。高度成長時代には、産業の発展と人口の増加という世の中の変化に伴う「豊かになりたい」というニーズにより、たくさんの市場が生まれました。

1990年代にはPCとインターネットの普及とい

う変化に伴い、「情報」というニーズが生まれ、また、近年ではオリエンピック開催という変化で、今度は外国人観光客の「日本文化」のニーズが生まれ、インバウンドの市場が創出されています。

それでは、人口減少少子高齢化社会の現在、何が世の中のニーズであり、新たな市場を生んでいくのか。

そして、その新たな市場において、限られた経営資源でどのように戦っていくのか。

いまこそ中小零細企業が将来に向け生き残りを賭け、どのように成長発展をし続けながら、地域経済に貢献できるビジネスモデルを構築していくのかを考える、まさにその時です。

安倍政権の「新三本の矢」である、「国内総生産（GDP）600兆円の達成を目標とした強い経済」、「下落する出生率を反転させるための子育て支援の拡充」、「高齢者を対象とする新たな社会保障プログラムの提

なるでしょう。

【地方や地域別では何が起こっているのか】

人口の推移を地域別にみるとどうなことが言えるのでしょうか？

日本では、地方から都市部に人口移動があつた過程として、第一期である1960～73年の経済成長期（※首都圏37・7万人増、関西20・8万人増、名古屋6・3万人増）、そして第二期である1980～93年のバブル期（※首都圏16・4万人増）、第三期である2000年からの地方経済悪化の要因（※首都圏15・2万人増）が挙げられます。

※（一）内は推定移動者 増加

過去20年をみると、人口が増えているのは、東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・福岡の順で、人口が減つているのは、大阪・北海道・福島・長崎の順になります。このように人が地域を移動する最大の原因是、「仕事」であると考えられています。

【今、市場となる人々 のニーズは何か？】

上述も踏まえ、今の世の中の環境変化の中で、人々が求めていること（＝ニーズ）

は、育児・介護の負担が重い女性が多い地域の要因としては、①三世代同居などの生活習慣、②地価・物価が安いなど経済環境、③共働きの定着などの社会習慣、が挙げられます。

これらの要因は、どれも資源が効率化し経済発展を生む要素となり、地域でこのような環境の整備・定着が図れば、十分に経済効果が生まれるはずです。

島根・福井・鳥取・佐賀・宮崎であり、ともに低いのは東京となります。

働きながら生み、育てている女性が多い地域の要因としては、①三世代同居などの生活習慣、②地価・物

価が安いなど経済環境、③共働きの定着などの社会習

慣、が挙げられます。

（二）多くの人は、日本の将来への不安を感じています。昨年10月に日本生命が実施した調査で、20代以下の17%が老後に公的年金を貰えないと思っているとの結果が出ました。

生きていくことへの不安である将来不安が及ぼす問題は、漠然と、社会や経済の市場縮小、地域外への進

学・就職、後継者不足、地域産業の衰退、長時間労働、保育所不足、職住の距離、経済不安、支援家族との距離、非正規社員の増加、離婚・晩産、コミュニケーションの弱体化など、多方面に影響していきます。

そのような将来不安を解消し、人々が将来的に安心に豊かに生活するということが、今、世の中の人々に求められていることならば、それはどのような新たな市場になるのか考えましょう。

内閣府の高齢社会白書によると、平成27年度の高齢

（二）は、一体どんなことなのでしょうか？

つまり、これらは現在の高齢社会で人々に必要であるとのメッセージです。

このような国や自治体の取り組みと歩調を合わせた事業展開は、国や地域が一

体となる取り組みとして市

場の参考になるのではない

であります。

つまり、これらは現在の高齢社会で人々に必要であるとのメッセージです。

このような国や自治体の取り組みと歩調を合わせた事業展開は、国や地域が一

体となる取り組みとして市

場の参考になるのではない

であります。

（三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

↓身近な地域で誰もが安心して生活を維持できるような地域住民相互の支え合いによる共助の取り組み、支援が必要な人を地域全体で支える基盤を構築するための、地域のニーズ把握、住民参加による地域のインフォーマル活動の活性化の取り組み

（四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（二十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（三十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（四十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（五十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（六十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（七十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（八十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（九十九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百二）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百三）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百四）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百五）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百六）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百七）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百八）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百九）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百十）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百十一）地域の支え合いによる生

活支援の推進

（一百十二）地域の支

ふるさと納税は どんな制度なの？

～経理課社員リサと
顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 河内 悟朗

リサ 最近、友達がふるさと納税をしにお礼の品をもらつたらしく、私も勧められたのですが、ふるさと納税とはどのような制度なのでですか。

納税という言葉が使われていま

サキ先生 団体への寄附のことです。

個人で行つた寄附金のうち2,000円を超える部分

について、一定の上限はあります。ですが、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のことなのです。例えば、年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されます。

総務省のふるさと納税ポータルサイトで寄附金控除額

の計算がシミュレーションでできますので参考にしてください。

ただし、この制度の適用を受ける場合には、原則としてふるさと納税を行つた翌年に確定申告を行う必要がありますので注意してください。

リサ どこの地方公共団体へふるさと納税をしてもいいのですか。

自分の生まれ育った故郷だけでなく、応援したい地方公共団体など、ど

サキ先生 でも、確定申告するのは大変ですね。

リサ でも、確定申告

平成27年4月1日以降に行うふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができます。これは、マイナンバー、マイ・ポータルを活用した手続の簡素化を行うまでの当分の間の特例ですが、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税先の地方公共団体が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に、各地方公共団体に特例の適用に関する申請書を提出すると確定申告が不要になる制度です。ただし、特例を適用すると所得税からの控除は行われず、ふるさと納税を行つた翌年の6月以降に支払う住民税から控除されます。

リサ 確定申告しなくてよいのですか。
サキ先生 すれば、確定申告が必要です。

ただし、一時所得の金額は、その年中の一時所得にかかる総収入金額（1）からその収入を得るために支出した金額の合計額（2）と50万円を差引いた額（1から2）を控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額となります。

リサ お礼の品がもらえるのも魅力ですね。

サキ先生 が、その経済的利益は、一時所得に該当します。

リサ 一時所得に該当するということは、お礼の品を貰うと確定申告する必要があるということですか。

サキ先生 一時所得が発生すれば、確定申告が必要です。



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIU保険
Member of AIG

会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

独フォルクスワーゲンの排ガス不正

ジャーナリスト 大津 栄裕

「ドイツよ、お前もか」。

ドイツの自動車メーカー大

手フォルクスワーゲン(VW)

W)の不正な排ガス規制逃

れは、有名会社の相次ぐ不

祥事に慣れっこになつてい

る日本人にも大きな衝撃を

与えた。

2015年1～6月のグループ世界販売台数でトヨタをしのいで世界一の座についていたし、ドイツは環境問題への取り組みで世界の範になつていたからである。

VWはヒトラーの「国民

車(フォルクスワーゲン)構想」に基づき1937年、国営企業として発足、60年に民営化した。主力車種は「ゴ

ルフ」「パサート」で、傘下に「アウディ」や「ポルシェ」など12ブランドを持つ。

敗戦後に生産を始めた力

プトムシ型の「ビートル」

は、ドイツだけでなく世界中で人気を集め、日本でも親しまれた。

グループ全体で欧州20か国(ロシア、トルコを含む)に72工場と43万8千人の従業員を抱える。14年末の世界販売台数は1014万台。

2015年1～6月のグ

ループ世界販売台数でトヨタをしのいで世界一の座についていたし、ドイツは環

境問題への取り組みで世界の範になつていたからである。

VWは当初、この事実を認めなかつたものの、15年9月初め正式に不正を認めた。

VWは、当初、この事実を認めなかつたものの、15年9月初め正式に不正を認めた。

VWはまた、二酸化炭素(CO₂)の排出量データを少なく見せる不正行為もあつたと発表。対象車80万台のうち9.8万台がガソリン車(ドイツ政府)とされ、排ガス不正問題はさらに拡大の様相を見せてている。

VWは、当初、この事実を認めなかつたものの、15年9月初め正式に不正を認めた。

VWはまた、二酸化炭素(CO₂)の排出量データを少なく見せる不正行為もあつたと発表。対象車80万台のうち9.8万台がガソリン車(ドイツ政府)とされ、排ガス不正問題はさらに拡大の様相を見せてている。

違法ソフト組み込み

発覚のきっかけになつたのは、米ウェストバージニア州が2013年春、VWのディーゼル車の排ガスに

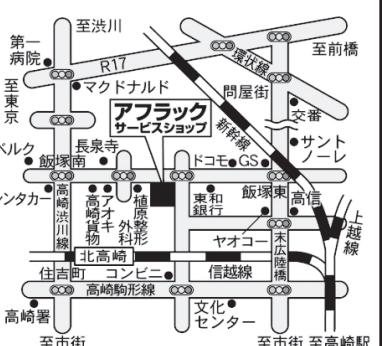
リコールの対象になる不正車は、米国で48万台、EU28か国で850万台(うちドイツ240万台)で、最大

1100万台。「ゴルフ」「パ

ルート」などのほか系列メーカーの高級車「アウディ」「ポルシェ」にも疑惑が持たれている。幸い日本はガソリン車が大半なので、極めて少ない。

VWはまた、二酸化炭素(CO₂)の排出量データを少なく見せる不正行為もあつたと発表。対象車80万台のうち9.8万台がガソリン車(ドイツ政府)とされ、排ガス不正問題はさらに拡大の様相を見せてている。

VWはまた、二酸化炭素(CO₂)の排出量データを少なく見せる不正行為もあつたと発表。対象車80万台のうち9.8万台がガソリン車(ドイツ政府)とされ、排ガス不正問題はさらに拡大の様相を見せてている。



Aflac
アフラックサービスショップ
募集代理店
(有)井田総合ビジネス

0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455
<http://www.idasogo.co.jp>
●営業時間 9:00～18:00(日曜・祝日定休)

女性部会

・ 第7回 税に関する絵はがきコンクール 審査会・表彰式

・研修会「ブータン王国から学ぶ幸せ」

審査会・表彰式

二月二十一日(日)「第7回税に関する絵はがきコンクール」の審査会を井出高崎税務署長をはじめ、折田税理士会高崎支部長、横田本会会长にご出席いただき開催しました。

入賞作品は、確定申告会場(ビエント高崎)で展示をしました。また、三月二十七日(日)には表彰式を執り行いました。(66校・3528点の応募)

研修会



講師
徳田ひとみ氏



ら注目を浴びています。
その幸せについて徳田さんより「幸せであるには、自分自身の心に素直でなければならぬ。今の私たちの幸せを日本を良くするためには、子供たちに向けませんか? 健康で心を清らかに笑いましょう。そして、幸せをここから発信しませんか?」この言葉が深く心に刻まれました。

「お忙しい中ありがとうございます。」など感想を頂き、子供たちは税に対する知識を深めることができました。租税教室の授業を受けて、子供たちは税や学ぶ姿勢に、こちらも真剣に取り組まなければと改めて感じました。

今年度は全国青年の集

徳田ひとみさんをお迎えして研修会を開催しました。講演テーマは「ブータン王国から学ぶ幸せ」です。内容は、写真を紹介しながら、ブータンの宗教、歴史、地理、文化、観光と多岐に渡りました。

青年部会

租税教室と プレゼンテーション



今年度は、租税教室や青年部会の周知を目的とし、租税教室の様子を広報高崎、上毛新聞、群馬テレビ、ラジオ高崎などに掲載、放映していただきました。

また、今年度は、租税教室や青年部会の周知を目的とし、租税教室の様子を広報高崎、上毛新聞、群馬テレビ、ラジオ高崎などに掲載、放映していただきました。

アフラックは
がん保険
契約件数
No.1
平成25年度「インシデランス生命保険統計書」



—法人会—
**新生きるための
がん保険 Days**

—法人会—
**新生きるための
がん保険 Days**

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

（引受保険会社）アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F 法人会フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2015-0036-1512019 7月8日

渋川

（渋川市の旧跡）

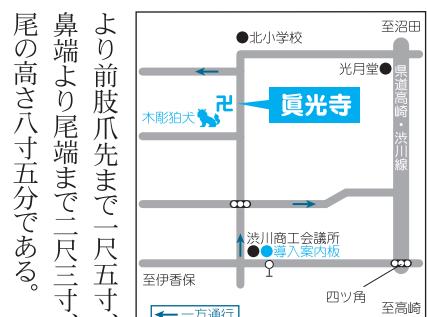
県指定重要文化財

『木彫狛犬』



所有者：眞光寺
所有者の住所：渋川市渋川 748 番地
所在の場所：渋川市渋川 748 番地
指定年月日：昭和 27 年 11 月 11 日 重文第7号
員 数：1対

阿吽を表した雌雄二頭で、そんきよの形になっている。寄木造の漆塗りで、飾毛は、極めて形式化されたものとはいえ、全体としてよく整っていて、尾の姿はもつともよく、すらりと立つてそのまま返り、逆に巻いた毛も効果的である。特に注意すべきは、阿形の頭上の擬宝珠で、いかにも室町時代の特色を残している。寸法は阿形の方は頭頂より前肢爪先まで一尺八寸、鼻端より尾端まで二尺二寸、擬宝珠高さ三寸、径二寸八分であり吽形の方は頭頂



寸法は阿形の方は頭頂より前肢爪先まで一尺五寸、鼻端より尾端まで二尺三寸、尾の高さ八寸五分である。寺伝では、寺の鎮守の白山神社にあつたものといつている。白山神社は、武田信玄が元亀三年八月二十八日附で寺に与えた寺領安堵状にある白山兔という免税地に干係のある神社で、当時勢力のあつた白山神社の遺品として、この狛犬はまさにふさわしいものである。

狛犬は、既に奈良時代から宮殿に用いられやがて神社に配されるようになった。本県では社殿内に配された狛犬は稀に見るものであり、この狛犬は室町時代唯一の遺品であると同時に、最も古いものであると考えられる。

人は、美味しさで満足して幸福感を感じます。時代は変わりつつあります。今の日本は、少子高齢化社会。「食」に関しては、量から質の時代へ移っています。国内では、品質よりも量産品や廉価な輸入品が、テレビや新聞等のマスメディアによつて広告され、殆どの消費者が大手企業にマインドコントロールされています。それが今の食の乱れの要因であると考えます。

何を食べたら良いのか？又は、何を食べてはいけないのか？それを誰が教えるのか？「食は命」と言われる位、非常に大切であり、食が人生を左右する場合もあります。

試行錯誤しながら、お客様の「まるおか」は、箕郷町で48年間の営業をさせて頂きました。誠に有難うございました。その経験から体得できたのは、大事なのは規模の大小ではなく、会社の姿勢がどちらに向いていますか。つまり、お客様の方を向いているのか、否か。お客様が喜ぶのは、自分の欲しい商品が用意されている店で、それが手に入り、その結

果が自分の想像通りであつた時、お客様は大満足され、ハッピーになります。

食品で言えば、当然、品質（味）が一番大事です。「まるおか」は、その考え方を実現すべく昨年7月30日にイオンモール隣へ移転しました。

これからも、お客様に大満足・感動して頂くべく努力を重ねていくつもりです。

株式会社 まるおか
代表取締役 社長 丸岡 守
『世の中をハッピーにできる会社が歓迎され、生き残る』



株式会社 まるおか主催講演会
講師 南雲吉則医学博士
日時 6月9日(木)
午後1時～3時
場所 高崎市総合福祉センターたまごホール

所在地

高崎市市棟高町二二七四一
TEL ○二七一三七七一九九七七
【営業時間】11:00～20:00
【定休日】日曜日



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所
法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 ハコダ先見経営
MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL:<http://www.hakoda-group.com/>

群馬

有限会社都木商店

会員企業紹介



代表取締役
都木久雄



案内図

（有）都木商店

まごころ整体院
・塚田公会所
・稻荷神社
・生活協同組合
・パルシステム群馬
・塚田

高崎市稻荷台二六一ー
TEL〇二七一三七三一二九一
二、事業概要・会社PR
当社は、旧群馬地域で営業しております。主な事業は、鉄・非鉄金属スクラップの引き取り、一般廃棄物収集運搬（家庭ごみ・引越しごみ・粗大ごみ）、産業廃棄物収集運搬（事業活動に伴って生じた廃棄物群馬県他近県、運搬品目

12種類）、産業廃棄物中間処理施設（事業活動に伴って生じた主に金属くずの処分）、トータルリサイクルです。

三、経営理念

当社の行なっている仕事の多くは、建物が完成してしまえば隠れ、目には見えなくなってしまいます。しかし、建物を支える重要な部分であり、あとで直すこともできません。したがって、工場と現場で120%の力で、お客さまにとつて良い仕事を行なうことを心掛けております。



一、所在地
渋川市伊香保町



代表取締役
関口征治



二、事業概要・会社PR
伊香保温泉の石段街の入口に位置し、風光明媚な伊香保温泉を堪能して頂けます。また、日本の四季を大切に女将が庭で育てた季節の山野草を毎日活け替え、季節の小物で館内を彩ります。

三、経営理念

「不易流行」（いつの日も玉樹の情緒（こころ）そのままに）経営ビジョン「変わらないもの玉樹の雰囲気、変わるものお客様の期待を超えるおもてなし」今期スローガン「期待を超えおもてなし、笑顔に応える心配り」を実現するため進しております。



伊香保

有限会社 玉樹

会員企業紹介

多くは、建物が完成してしまえば隠れ、目には見えなくなります。しかし、建物を支える重要な部分であり、あとで直すこともできません。したがって、工場と現場で120%の力で、お客さまにとつて良い仕事を行なうことを心掛けております。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIU 保険
Member of AIG

会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

株 東

会員企業紹介

株式会社サンクリーニング



代表取締役
志村優亘



▲社員

▼作業風景

一、所在地
北群馬郡榛東村
山子田八九七番地
TEL〇二七九一五四一五七〇九

二、事業概要・会社PR

県内全域にて、ホテル・旅館様等へ、シーツなどのリネンサプライ及びクリーニング業務を主とする。企業様が使用されるユニフォームレンタルにも力を入れている。



◀事務所



▶連續洗濯機

近年、サービス業の安全・安心が騒がれている為、お布団の殺菌消毒や、レストランユニフォームに於ける防臭・防汚加工商品にも注目がされています。

観光立国群馬がさらに発展すべく、ホテル様の脇役として観光客をお迎えいたします。

三、経営理念

社員の成長こそ企業の発展であり社会への最大の貢献となる。

クリーニングとともに、豊かな心を創造する。

道を歩いていてくしゃみをした。その後、縁石につまずいた。危ない…。

去年の夏、友人の車に乗っていて、信号待ちのとき後ろからガツンとやられた。後続車を運転していたのは若い女性。原因は突然のくしゃみだった。「ハクション！」の瞬間、前方の注意がおろそかになってしまったそうだ。娘さんとくしゃみの取り合せが面白い、と言つていられるのも、全員、無事だったからだ

が、講義中、隣のやつが「くしゃみをするときに声を出すと、大きな声になるの知っている？」といつた。そんなものかと思つてしまふたったころ、「ドヒヤー！」という、声とも音ともつかないモノが教室中に響き渡つた。「こいつ、本当にやりやーがつた」と、以後、彼を尊敬することにした。

筆者の学生時代の話だが、講義中、隣のやつが「くしゃみをするときに声を出すと、大きな声になるの知っている？」といつた。そんなものかと思つてしまふたったころ、「ドヒヤー！」という、声とも音ともつかないモノが教室中に響き

くしゃみは時速300kmほどの速度だそうだ。
『シルバー川柳』という本には「年重ねくしゃみするのも命がけ」というのが紹介されている。

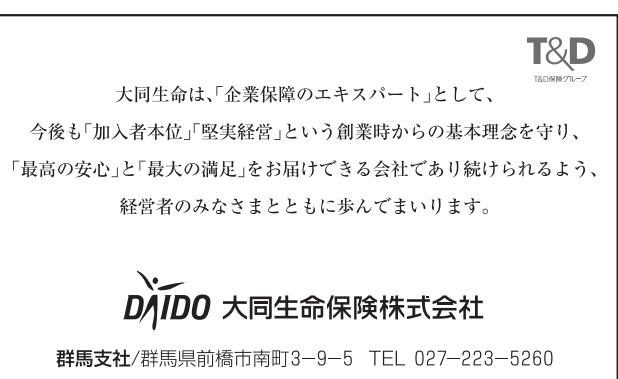
くしゃみが交通事故の原因の一つになっていることを後から知った。くしゃみをするのも時と場所を考える必要があるようだ。

くしゃみが交通事故の原因の一つになっていることを後から知った。くしゃみをするのも時と場所を考える必要があるようだ。

くしゃみするのも時と場所



フリーランスライター 藤木順平



①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

青年	吉井	渋川	高崎
① (株) しみづ農園 ② 清水 大助 ③ 高崎市柴崎町 ④ 造園建設業	① (社福) 愛育会 ② 石井 博 ③ 高崎市吉井町吉井川 ④ 保育園	① (一社) 渋川測量設計協会 ② 近内 尚志 ③ 渋川市八木原 ④ 測量調査設計	① (株) H・M・S ② 沢頭 基弘 ③ 高崎市大八木町 ④ 建設業
青年	女性	安中	高崎
① 昭和電材 (株) ② 玉田 昌弘 ③ 高崎市飯塚町 ④ 卸売業	① (株) マキ ② 牧野 千代子 ③ 高崎市常磐町 ④ 建設業	① (株) マキ ② 牧野 祐児 ③ 高崎市常磐町 ④ 建設業	① (株) エムアイシステム ② 本間 武彦 ③ 高崎市下之城町 ④ コンピュータソフトウェア開発
青年	女性	安中	高崎
① (有) 武井木工 ② 武井 和弘 ③ 高崎市飯塚町 ④ 木製建具・家具製造	① リバース (株) ② 石子 恵 ③ 高崎市和田町 ④ 不動産業	① リバース (株) ② 石子 恵 ③ 高崎市和田町 ④ 不動産業	① (株) 群馬中央義肢 ② 大塚 章史 ③ 高崎市小八木町 ④ 義肢・装具の製作、販売
青年	女性	群馬	高崎
① 東邦電機 (株) ② 戸田 善夫 ③ 高崎市中尾町 ④ 電気工事業	① (有) メイダイ空調 ② 小山 洋子 ③ 北群馬郡榛東村広馬場 ④ 空調設備業	① 鈴木税理士事務所 ② 鈴木 義昭 ③ 高崎市福島町 ④ 税理士業	① (-社) 相続手続支援センター群馬 ② 高橋 正光 ③ 高崎市問屋町 ④ サービス行
青年	青年	群馬	高崎
① 平和衡機 (株) ② 横田 裕正 ③ 高崎市問屋町 ④ 計量器製造	① (株) アサヒ商会 ② 広瀬 一成 ③ 高崎市問屋町 ④ 卸売業	① (有) 大和土地開発 ② 福田 藤吉 ③ 高崎市金古町 ④ 不動産業	① 大和ホーム (株) ② 猪俣 勝 ③ 高崎市上中居町 ④ 建設業
青年	青年	群馬	高崎
① (株) 進和工業 ② 赤尾 和彦 ③ 渋川市石原 ④ 建設業	① (株) エース総合保険 ② 南雲 正 ③ 高崎市上並榎町 ④ 保険代理店	① 田子電気工事 (株) ② 田子 一弘 ③ 高崎市保渡田町 ④ 電気工事業	① (株) 高山建設 ② 高山 直巳 ③ 高崎市上豊岡町 ④ 建設業
青年	青年	榛名	高崎
① (株) 高橋工業 ② 高橋 豊 ③ 安中市郷原 ④ 建設業	① (株) 小澤忠商店 ② 小澤 健一 ③ 高崎市飯塚町 ④ 内装仕上工事業、旗・幕製造、販売	① (株) 群映機工 ② 戸塚 映幸 ③ 高崎市下室田町 ④ 機械器具設置、据付、搬入等	① (有) 武井木工 ② 武井 和弘 ③ 高崎市飯塚町 ④ 木製建具・家具製造
青年	青年	吉岡	高崎
① (株) コイケ ② 小池 輝明 ③ 高崎市足門町 ④ 電機水道工事業	① (有) 近藤金庫店 ② 近藤 利弘 ③ 高崎市八島町 ④ 備品・消耗品小売業、内装仕上工事業	① (株) ステアトラスト ② 岡田 正 ③ 北群馬郡吉岡町大久保 ④ 製造業	① 東邦電機 (株) ② 戸田 雅夫 ③ 高崎市中尾町 ④ 電気工事業
青年	青年	榛東	高崎
① (株) メディコ ② 戸澤 健 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 医療機器販売	① サンセイ電設 (株) ② 大河原 康生 ③ 高崎市和田多中町 ④ 電気設備業	① (株) セリオス ② 南雲 智 ③ 北群馬郡榛東村広馬場 ④ 広告代理店	① (株) M A T C H ② 松本 孝之 ③ 高崎市京目町 ④ 学習塾
問い合わせ先		赤城	高崎
(一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576		① (有) サクシード ② 南雲 明 ③ 渋川市赤城町溝呂木 ④ 建設業	① (株) 唯信サポート ② 根岸 千枝子 ③ 高崎市下大類町 ④ 介護サービス
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			

頑張りすぎない
“鈍感力”も必要です

産業カウンセラー 柏木勇

昇進、責任を果たそうとして
パニック症状に

でマネジャーに昇進した38歳のSさんは、責任感が強く、後輩からも慕われていた。部内を取りまとめなければという思いから、メンバーの仕事を点検して回り、一方で自分の役割もあり、結果として勤務時間も長くなつた。マネジャーとして当然のことという考えに迷いはなかつた。

安薬が処方された。まさか自分が、とその診断にショックを受けた。薬を長期間服用することは避けたい、と相談してきた。いつたん現場を離れ、事務室での資料作成を担当していた。

主治医の処方を勝手に止めることは避けるように話しき、Sさんの考え方や仕事への取り組み方をまず確認した。話された言葉の端々から、症状を生んでいるのはSさん自身にあると判断できたので、やんわりと気持ちと行動の切り替えを促した。

心に余裕を、
時にはいい加減さも必要

さも必要」ということ。じゃあ、仕事をサボればいいのか、と受けとめる人がいるかもしれないが、その辺をうまく調和できるかがポイントだ。

にぜひ心得てほしいこと。このままではまずいぞ、と思つても口に出さない。つまりちょっと心配だなと思ふ事態にも鈍感になることを意味している。ここで言う鈍感力は、洗練されたいい加減さ、とも表現できる。

ほかの考え方を受け入れる
“ゆるみ”がほしい

早く現場に戻りたいというSさんの希望に対して、3つの注意点を与えた。1つ目は1か月は定時勤務を守ること。2つ目は部下への指示を極力控えること。そして3つ目は、気になる事態になつてもちよつと黙ることの3点。

Sさんのように、眞面目すぎる言動を続けて自分自身が息苦しくなる人には“ゆるみ”や“すき”が見えないという特徴がある。この点でパニック発作を起こしやすい人の共通点とつながる。“ゆるみ”や“すき”があるということは、決して適当にやること、相手の言いなりになることは違う。ほかの考え方を受け入

1つ目は上司も受け入れた。メンバーに伝えてもらつた。2つ目には、さらに上の立場になるであろうSさんのために、"上司になる心得"を身につけてもらいたいといふ意図があつた。上から一方的に指示し、部下がそれに従うだけの職場では活力が失われ、業績にも影響するからだ。

れる余裕があるということが、水が満杯に入っていると。水が入らない。つまり相手を受け入れる余裕を持たないと、周りの人もゆとりがなくなつてアイデアも生まれてこない。いきいき職場を作っていくヒントがSさんの事例に隠されている。

法人会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に 幅広く対応した

がん保険。



アフラックは
がん保険
契約件数
No.1

— 法人会 —

生きるための がん保険

— 法人会 — 新 生きるための がん 保険 レディース Day

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉 アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11高崎イーストタワー13F

税理士会

税理士会高崎支部による 確定申告期の税務支援事業について

関東信越税理士会
高崎支部 税理士

羽鳥幸生

税理士と税務支援事業

私たち国民は憲法の定め
るところにより等しく納税
の義務を負っています。

また、我が国ではいわゆ
る「申告納税制度」を採用

していますので、私たちは
自己の所得について自らの
計算により申告を行い、自
主的に納税をしなければな
りません。

ところが、そのような納
税義務を履行するにあた
り、複雑多岐にわたる税務
に関する法令を正しく理解
し、適正な税務申告を行う
ことは時として困難を伴
い、専門家の助けが必要と
することもあります。

我々税理士は、独立した
公正な立場で、納税者の皆
様を正しい申告納税に導く
ための税務の専門家として

国家資格を保有しています
が、税務に関する業務は、た
とえ無償であっても、税理士
資格の無いものがこれを行
うことは法律により禁止さ
れています。社会生活にお
いて他に代わるものがない
という意味で税理士は、「
社会公共的な存在」であ
ると言つことができます。

ただ、納税者の中には、
納税義務があるものの、経
済的理由から税理士に委嘱
することができない方々も
存在することから、税理士
会では税理士の社会公共的
使命に鑑み、そのような
方々を援助申し上げる施策
として「税務支援事業」を
行つており、会則において
て、税理士は税務支援業務
に従事しなければならない
ことが規定されています。

高崎支部による 確定申告期の 税務支援事業

税理士会高崎支部におい
ても前記の規定に基づき、
平成27年分の確定申告につ
いて、以下の通り税務支援
事業を実施いたしました。

①税理士事務所における無 料申告相談

各税理士が自らの事務所
を会場として、2月15日と
23日の両日において無料相
談に応じました。

②支部事務局における税務 相談

高崎市問屋町の支部事務
局において、2月16日と17
日に税務相談所を開設いた
しました。

③高崎税務署およびビエン ト高崎における無料申告 相談

間延べ45名、ビエント高崎
名の会員が無料相談にあた
りました。

高崎税務署において15日
において18日間延べ144
名の会員が無料相談にあた
りました。
④国税局が開設する「申告
案内コールセンター」に
おける電話相談

高崎税務署庁舎内に設け
られたサテライト会場で16
日間延べ60名が確定申告期
の電話による申告相談業務
に従事いたしました。

⑤各地商工会、青色申告会 の決算・申告検討会への 派遣

全25会場、延べ79日間延
べ145名の税理士が派遣
され、各地で商工会・青色
申告会会員の決算や申告相
談に応じました。

⑥群馬高崎農協税務協議会 のJA組合員に対する申 告相談会

管内の農協15支店におい
て延べ17日間18名の税理士
が派遣され、JA組合員の
申告相談に応じました。

⑦各金融機関の申告相談会

民間5金融機関の12本・
支店、延べ14会場におい
て、30名の税理士が各金融
機関の実施する申告相談会

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

で税務相談に応じました。

このように、高崎支部の
税理士は確定申告期におい
ても各方面で幅広く税務支
援事業に携わっております。
各税理士とも納税者の
皆様からの期待に応えるた
め、社会貢献の一環として
強い使命感を持って臨んで
いますので、法人会会員の
皆様におかれましても今後
とも引き続き税理士の税務
支援活動へのご理解を賜り
ますようよろしくお願ひい
たします。



シリーズ 経営寸話

マイナンバー制度の留意点について

関東信越税理士会 高崎支部 税理士

吉井 宏文

昨年10月からマイナンバー制度が施行され、年末調整時には、平成28年度の扶養控除等異動申告書に役員・従業員のマイナンバーをご記入いただいたと思います。

マイナンバーは恐ろしい！

皆様ご承知のとおり、マイナンバーは特定個人情報として厳密な管理が求められており、マイナンバーが記載されている書類は鍵のかかる書庫や金庫に保管しなければならないと規定されています。

なお、法人のマイナンバーは国税庁のホームページから誰でも検索が可能となつておりますので、秘密にする必要はありません。

国外居住親族に係る扶養控除等Q&A (源泉所得税関係)

No.	申告書の種類	親族関係書類	送金関係書類	提出又は提示の時期
1	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	○	○	・親族関係書類は、扶養控除等申告書の提出時 ・送金関係書類は年末調整を行う時
2	給与所得者の配偶者特別控除申告書	○	○	・親族関係書類及び送金関係書類ともに、配偶者特別控除申告書の提出時(年末調整を行う時)
3	従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書	○	—	・扶養控除等申告書の提出時
4	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	○	—	・扶養控除等申告書の提出時

(注) 確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、確定申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。ただし、上記1～4により給与等又は公的年金等の支払者に提出又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

「Q1」国外居住親族の扶養控除等について、どのように改正が行われたのですか。
 「A」平成二十八年一月一日以後に支払うべき給与等及び公的年金等から、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除(以下「扶養控除等」といいます。)の適用を受ける居住者は、表のとおり、給与等又は公的年金等の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」などの申告書を提示する際に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を提出又は提示しなければならないこととされました。

他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し

①戸籍の附票の写しその

②いわゆるクレジット

カード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを

提示して商品等を購入したこと等により、その商品の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

「Q3」「送金関係書類」には、どのような書類が該当しますか。
 「A」「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその

年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てる

(注) 金融機関には、資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者も含まれます。

「Q2」「親族関係書類」とは、どのような書類が該当しますか。

「A」「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます(その

書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)。

①金融機関(注)の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

〔Q4〕年末調整の際、扶養控除等の適用を受けようとする国外居住親族がいる場合、当初提出された扶養控除等申告書の記載内容に異動がない場合でも、扶養控除等申告書を再度提出してもらう必要がありますか。

〔A〕扶養控除等申告書の「生計を一にする事実」欄には、居住者がその年において国外居住親族に送金等をした額の総額を記載することとされていますが、これは年末調整の際に記載するため、当初提出された申告書にはこの記載がされていません。

このため、扶養控除等申告書の記載内容に異動がない場合であっても、年末調整の際には、居住者から、次のようにずれかの方法により「生計を一にする事実」欄の記載がされた扶養控除等申告書の提出を受ける必要があります。

①当初提出された扶養控除等申告書をその居住者に

返却して、国外居住親族への送金等の総額を追記して再度提出していた、だく方法
②国外居住親族への送金等の総額を記載した扶養控除等申告書を別途提出していただく方法

〔Q5〕「親族関係書類」について、書類の提出日より一年以上前に発行されたものでも有効な書類として認められますか。

〔A〕「親族関係書類」については、法令上、書類の発行日にに関する規定はありませんので、書類の提出日より一年以上前に発行されたものであっても有効な書類として認められます。

ただし、扶養控除等の対象となる親族については、結婚や離婚などにより異動があるため、扶養控除等申告書などの申告書に記載されれた国外居住親族が居住者の親族に該当するかどうかは、その申告書が提出される日の現況により判定する

こととされています。

したがって、「親族関係書類」の発行日が扶養控除等申告書などの申告書の提出日より数か月以上前であるような場合には、これらの申告書の提出を受ける際に、その国外居住親族の親族関係に変更がないかを申告書の提出者に確認していただこうお願いします。

〔Q6〕「送金関係書類」は、その年に送金等したことを明らかにするもの全てについて提出又は提示してもらう必要がありますか。

〔A〕「送金関係書類」については、その年において国外居住親族へのその年最初と最後に送金等した際の「送金関係書類」の提出又は提示をすることにより、それ以外の「送金関係書類」の提出又は提示を省略することができます。

ただし、提出又は提示を省略した「送金関係書類」については、居住者の方が保管する必要があります。

〔Q7〕扶養控除等の適用を受けようとする国外居住親族が複数いる場合に、これらの国外居住親族に対する送金等を一人の代表者にまとめて行っている場合、そ

は、原則、全ての「送金関係書類」を提出又は提示してもらう必要があります。

(注) 同一の国外居住親族への送金等が年三回以上と

なる場合には、一定の事項

〔A〕「送金関係書類」について、書類の提出日より一年以上前に発行されたものでも有効な書類として取り扱うことができますか。

は、原則、全ての「送金関係書類」を提出又は提示してもらう必要があります。

〔Q6〕「送金関係書類」について、書類の提出日より一年以上前に発行されたものでも有効な書類として取り扱うことができますか。

〔A〕「送金関係書類」について、書類の提出日より一年以上前に発行されたものでも有効な書類として取り扱うことができますか。

は、原則、全ての「送金関係書類」を提出又は提示してもらう必要があります。

e-Taxを使った

とても便利な納税証明書のオンライン請求を ぜひご利用ください !!



納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダライタが不要です。

**オンライン
請求されると**

- 手数料が安価です。<<1税目 1年度 1枚 370円 (通常400円)>>
- 窓口での待ち時間が短縮できます。

オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。

代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。

(代理人による受取には委任状が必要となります。)

① 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。

メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成、提出し、利用者識別番号を取得してください。



② オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。



③ 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人(代理人)であることが確認できる運転免許証など本人確認書類をご提示ください。
(代理人は加えて委任状をご提出ください。)
なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
詳しくは国税庁ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご確認ください。



④ 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。



**郵送または
電子ファイルで
受け取る場合**



本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用できません。

(注) 電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。

(注) インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

①郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)

②e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期限内であれば何度でもお使いいただけます。)

(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。



群馬県内全市町村では平成 29 年度から 個人住民税の給与からの 特別徴収の実施を徹底します

※ 個人の市町村民税と県民税を総称して、「個人住民税」といいます。

特別徴収とは…

- 所得税の源泉徴収と同様に、事業主(給与支払者)が、従業員(給与所得者)に毎月支払う給与から個人住民税を特別徴収(引き去り)し、従業員に代わって市町村に納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。
- 原則として、アルバイトやパート、役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。

事業主(特別徴収義務者)にとって

- 個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、事業主は毎年6月から翌年5月まで、毎月定額を特別徴収すればよく、所得税のように毎月の給与額に応じた税額計算や年末調整をする手間はかかりません。

従業員等(納税義務者)にとって

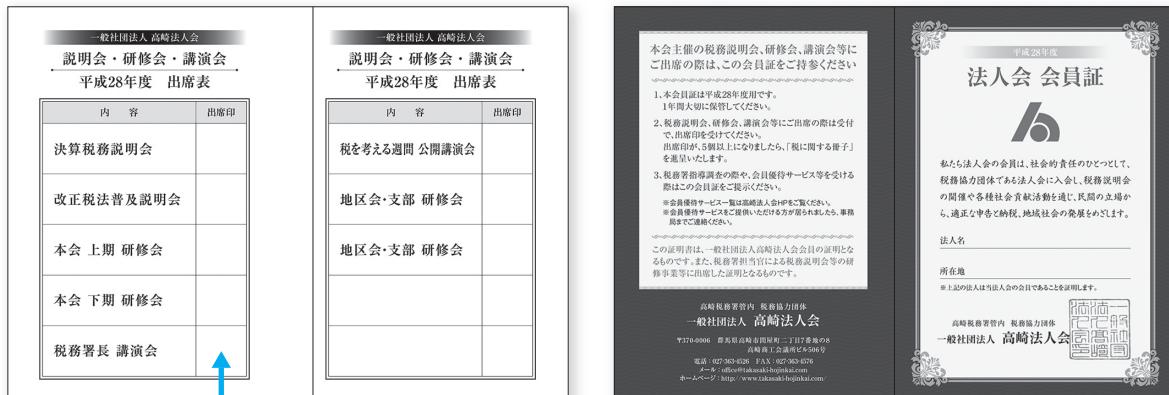
- 事業主が給与から特別徴収してくれるので、納税のために金融機関等に出向く必要がありません。(納税を忘れてしまう心配がなくなります。)
- 納付回数が年4回から12回に分散されるため、1回あたりの納税額が減少します。



【お問い合わせ先】

- 特別徴収に係る具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課にご確認ください。
- 特別徴収を徹底する取り組みに関するお問い合わせは、群馬県高崎行政県税事務所(027-322-6297)までご連絡ください。

高崎法人会 会員証の発行について



出席印が5個以上になりましたら事務局までご連絡ください。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。
また研修会等出席事績表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。
税務説明会、研修会等に出席の際は、受付で出席印を押印いたします。出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を進呈いたします。

会員証の配布時期

この証明書は、毎年度法人だより4月号に同封する形で配布いたしますので、法人名と所在地をご記入いただきた上でご使用ください

会員優待サービスを提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行しております。

この会員証をご提示いたしましたことで、法人会会員用の会員優待サービスを受ける事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

高崎法人会会員証の配布について

会員優待サービス

ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約90万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局

TEL: 027-363-4526

<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

会員
募集中

表紙説明

高崎法人会下期研修会 北野大氏講演会

平成28年2月25日、グランドパティオ高崎にて、淑徳大学人文学部教授の北野大氏による講演会を開催しました。

約250名の来場者を迎えて、「北野大の教育論」と題しご講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

【プロフィール】

東京都足立区生まれ。

明治大学工学部を卒業後、東京都立大学大学院工学研究科工業化専攻博士課程修了、分析化学で博士号を取得。

財団法人化学品検査協会企画管理部長から淑徳大学国際コミュニケーション学部教授を経て、明治大学理工学部応用化学科教授、2013年から現職の淑徳大学人文学部教授。

経済産業省・化学物質審議会委員、環境省・中央環境審議会委員、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約専門委員などを歴任。



法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第160号

平成28年4月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)

〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会

〒370-0006

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号

TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576

E-mail:office@takasaki-hojinkai.com

U R L:<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

〈企画・編集〉広報委員会:委員長 川崎 信行

〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

経営者大型総合保障制度

【大同生命保険(株)・A I U損害保険(株)】



万一の労災事故に備えて……

アットワーク ハイパー任意労災

【A I U損害保険(株)】

がんや病気などの治療に備えて……

法人会がん保険D a y sと 医療保険新E v e r

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険(株)】

会社の発展のため、法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

ホームページリンク企業募集中！

会員企業の皆様の
ホームページを
法人会のホームページに
リンクさせてください。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、
次のメールアドレスにお申ください。

office@takasaki-hojinkai.com

件名：リンク希望

必要事項 ①法人名 ②法人名ふりがな
③所在地 ④電話番号
⑤U R L ⑥P R 文章(200文字以内)